

第1回 (仮称) 大和郡山市自治基本条例策定委員会

日時 平成19年8月31日 (金)

午後7時 ~

場所 市民交流館 1階 集会室

次 第

- 1 市長挨拶
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介 ······ 【P 1】
- 4 これまでの経過報告について ······ 【P 2】
- 5 議 題
 - (1) 会長、副会長の選出について ······ 【P 5】
 - (2) 会議の運営について (※会議の基本ルールなど) ···· 【P 6】
 - (3) 今後のスケジュールについて ······ 【P 9】
- 6 その他 (※次回以降の参考資料) ······ 【資料】

これまでの経過報告について

1. 条例制定の背景

時代背景として、地方分権が進展するなか、各地方自治体としては、真に自立したまちづくりを進めていくために‘自己決定・自己責任’という地方自治の原則に沿った地域経営力の強化及び市民ニーズに即した行政政策の展開に向けて基準づくりが急務な状況にあります。

また、市民生活が多様複雑化するなかで、新たなる公共サービスの担い手として市民ボランティア・NPO法人などによる市民活動の活発化に伴い、これらのみなさんとの関わり方、協働の仕組みづくりが必要になってきます。

このような社会情勢において、基礎的自治体であります市町村は、確固たるビジョンをもち、また、時代に即した新たなる公共経営理念に基づく仕組みづくりが不可欠であり、各自治体の個性、特殊性を活かしたまちづくりの基本ルール、いわゆる自治基本条例の策定が必要となる機運が高まっている現状があります。

大和郡山市でも、「住民自治」（市民自らが自主的にまちづくりに参画し、自分たちの地域のことは自分たちで考え、決め、実行していくこと）を実現するため、地方自治体としての大和郡山市らしさ、将来像、市民と行政との在り方、市民参画の仕組みなどまちづくりについての基本事項を定め、大和郡山市としてのるべき姿を盛り込んだ条例の制定に向け取り組んでいきたいと考えております。

2. (仮称) 大和郡山市自治基本条例策定市民準備会について

自治基本条例の策定に向け、その前段といたしまして、昨年2月にまちづくりに熱心な11名の市民委員による‘準備会’を立ち上げ、条例策定にあたっての方向性、策定委員会の構成・運営方法、自治の在り方など様々角度から議論を重ね、条例策定に向けて基本方針を提言書にまとめていただきました。そこで、その提言書に基づき市民のみなさんへの広報周知及び策定委員会委員の公募等を実施してきた経緯があります。

- 提言書 — 別紙 参照
- 会議回数 — 5回

(仮称) 大和郡山市自治基本条例策定市民準備会からの提言

成熟社会化に伴うニーズの多様化、NPO、市民活動の活発化、財政状況の逼迫といった現在の社会経済情勢のなか地方分権改革は着実に進められ、地方自治体には『地方自治の自主・自立』と『官民協働による地域経営』が求められていることを強く感じています。

さらにこれらを実現するためには、地域共通の目的・目標を明確にし、市民と行政による『協働のまちづくり』を進めていかなければなりません。

そのために、わたしたち市民は、今一度、自治の主役であることを再認識し、主体的にまちづくりに関わっていく必要があります。

また、市民以外の自治の主体である『行政』や『議会』は、自分たちの役割を再確認する必要もあるのです。

そして『市民』『行政』『議会』の3者が、連携・協力してまちづくりを進めていくことで『協働のまちづくり』がより推進されると考えています。

このように、これからまちづくりの考え方や仕組みを明確にするためにも、(仮称) 大和郡山市自治基本条例の策定が不可欠であると考えます。

私たちは、この条例を策定するにあたり、その組織であります策定委員会の運営方法について種々検討を重ね、別紙のとおり提言書を作成いたしました。

最後に、(仮称) 大和郡山市自治基本条例策定市民準備会が『市民主体のまちづくり』の第一歩となることを願ってやみません。

平成19年3月31日

(仮称) 大和郡山市自治基本条例策定市民準備会委員一同

(仮称)大和郡山市自治基本条例策定市民準備会からの提言書

(仮称)大和郡山市自治基本条例策定委員会の運営方法		
自治の主体		『市民』『行政』『議会』 ※ただし『市民』には市内在勤者を含む
策定委員会の委員構成		『市民』『行政』『議会』
策定委員の選出方法	市民	対象者は20歳以上の市内在住、在勤の方で議員・市職員でない方定員を設けずに公募する(応募用紙に作文等の課題は設けない)
	議会	議長に2~4名の選出を依頼する
	行政	行政組織の代表者としての代表を選出する
策定委員会の委員構成割合		策定委員数は無制限(市民公募を主体とし、市民公募の状況に応じて『議会』『行政』の人数を決める)
市民公募の広報方法		予算の範囲内で積極的にPRする
策定委員の報酬		無報酬とする
策定委員会の公開		公開にするほか、市ホームページに議事録を掲載する
学識経験者		策定委員としてではなく、『アドバイザー』としての参加が好ましい

※準備会の会議録は市ホームページにて公開していますのでご参考にしてください。

(仮称) 大和郡山市自治基本条例策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和郡山市における自治のあり方を明らかにし、市政を推進するうえでの基本となる(仮称)大和郡山市自治基本条例(以下「条例」という。)について、その素案の作成及び提言を行うための組織として、(仮称)大和郡山市自治基本条例策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例に係る調査研究
- (2) 条例の素案の作成及び市長への提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員
- (4) その他、会長が指名する者

2 委員の任期は、委嘱の日から市長へ条例素案を提言した日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 策定委員会に副会長を置き、委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、議長となり、会議を運営する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月31日から実施し、条例が公布された日をもってその効力を失う。
- 2 策定委員会の最初に開催される会議は、第5条の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

【会議の基本ルールについて】

会議を民主的かつ効率的に進行していくため、「ロバートルール」を採用。



● 意見をまとめるのは難しい！

例えば・・・

- ・最初は良いが、そのうち参加者が好き勝手な発言をし、收拾がつかなくなってしまった。
- ・気の弱い人はなかなか発言したくてもできない。
- ・誰も発言しない。
- ・思いの強い人が1人で演説を初めてしまう
- ・意見がぶつかり、意見が平行線のまま、気まずい雰囲気になった

● 「意見をまとめること」難しさとは？

一般企業などは、営利という共通の目標のもと、上司と部下という上下関係や、意思決定の責任者とその範囲が明確になっているから、多少、状況の差があるとはいえる、意見としてまとまりやすい環境があります。

しかし、自分たちのまちには、色々な人が住み、その思いは必ずしも一つではありません。ある人にとっては利益になることが、別の人には不利益になることもあります。まちへの思いや理解の違いが原因で意見がまとまらないことがあります。

大切なのは、まちに関わる人々は、みな基本的に平等で同じ権利を持ち、それぞれの立場で発言することができるということを認識しておくことです。



● 守らなければならない4つの権利

① 多数者の権利

多数派の意見を優先するという権利。会議出席者過半数の賛成で決める意味します。

② 少数者の意見が尊重される権利

少数者意見も議論対象とする。

③ 構成員個人の権利

個々のプライバシー権、一人一票の議決権。

④ 不在者（欠席者）の権利

委任状などで対応。



‘（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会’の会議の運営に関し、上記4つの権利を守るための基本原則として「10の基本ルール」を掲げます。

- ①組織の権利は、各構成員一人ひとりの権利に勝ること。
- ②すべての構成員は平等であり、その権利も平等である。
- ③審議を進めるには一定数以上の出席（基本的には過半数）が必要。
- ④過半数で決める。（多数決の原則）
- ⑤沈黙は、同意を意味する。
- ⑥3分の2の表決ルール。
(重要案件、権利の制限などへの特別な場合に限り用いる)
- ⑦一度に一つの議題、一度に一人の発言者とする。また、発言時間が一人に偏らないように注意すること。
- ⑧議論が尽くされるまで表決に持ち込むことはできない。
- ⑨一度採択された議題は、以降の会議では再度取り上げないこと。
- ⑩個人攻撃はしない。

※「ロバートルール」とは、1876年にアメリカ議会の事例を手本に、会議の進行を民主的かつ効率的に進めていくために作られたマニュアルです。これに従って会議を進めた組織は、会議の進行や手続きの混乱から解放され、広く地域や組織の課題を自分たちで解決するための話し合いのルールとして広く活用されています。

【会議の進め方について】

●会議方法について

今回の条例策定にあたり、新しい市民参加の形として「ワークショップ」方式の会議の進行を提案。



（仮称）大和郡山市自治基本条例の策定には、43名の市民公募委員を主とする‘本市自治基本条例策定委員会’を設置し、条例草案の作成と検討を行なってもらうことになります。会議の進め方は、各委員との共通理解、情報の共有化のもと、1グループあたり7～8名に分かれ、テーマごとに議論を進めることを予定しております。また、各グループ毎に司会役・記録係として市職員を配属し会議の進行に努めます。



【具体的には…】

- ① 5～6つのグループ（7～8名／グループ）に分かれ議論を進める。
- ② 会議（一回）の終わりに各グループで話し合った内容を発表する。
- ③ 発表の内容について、全体で質問、意見交換を行う。
- ④ 会議（一回）の検討結果について、次回会議までに事務局がまとめて提示する。
※ 提示した内容については、会議の最初に内容確認。
- ⑤ 条例素案がある程度まとまった段階で、再度、全体で議論、検討する。

※ 「ワークショップ」とは、あるテーマについて、専門・非専門の区別のない参加者が自由な討論・交流を行うことであり、参加者が公平に意見を出し合い、考えをまとめしていく一回の会議進行手法です。

● 会議運営について

① 会議の公開、非公開について

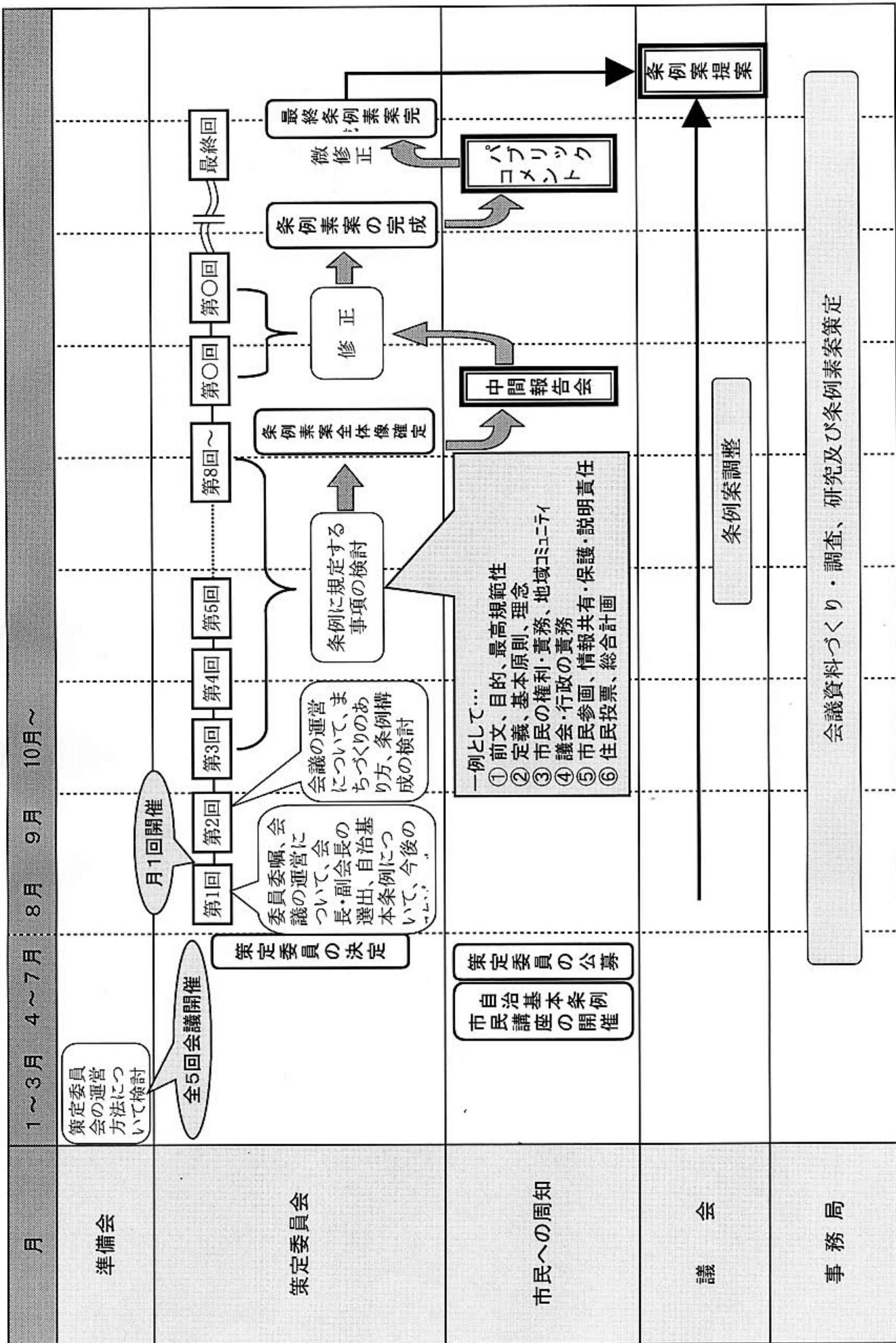
会議の傍聴／議事録の作成公開など

② 議論が尽くされたら…

進行状況に応じて、「市民報告会（中間報告）」を開催し、多くの市民のみなさんの意見を聴取したうえで、更なる議論を深める。また、最終的に策定委員会においてまとめた条例素案を「パブリックコメント」にかけ、最終的な条例素案として確定していく。

※ 「パブリックコメント」とは、条例や計画などの一定の政策の策定に際し、政策案や資料等を公表し、それに対する意見や情報を広く募集して、寄せられた意見を考慮して政策を決定すると共にその意見に対する考え方を公表することを言います。

● (仮称) 大和郡山市自治基本条例策定スケジュール



(仮称) 大和郡山市自治基本条例策定委員会 会議内容

回 数	主な内容	
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱について ・これまでの経過報告について ・会長、副会長の選出について ・会議の運営について ・今後のスケジュールについて 	
第2回	条 例 の 記 載 事 項 検 討	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に規定する事項の検討 前文／目的／最高規範性
第3回		<ul style="list-style-type: none"> ・条例に規定する事項の検討 概念の定義／参加と協働／情報の共有等の basic 理念
第4回		<ul style="list-style-type: none"> ・条例に規定する事項の検討 市民の権利と責務
第5回		<ul style="list-style-type: none"> ・条例に規定する事項の検討 議会、執行機関の役割と責務
第6回		<ul style="list-style-type: none"> ・条例に規定する事項の検討 市民等の参加と協働の制度
第7回		<ul style="list-style-type: none"> ・条例に規定する事項の検討 条例の位置づけ
第8回～		<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案の作成 → 全体議論
第〇〇回	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民報告会（中間報告）」の準備 	
―――	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「市民報告会（中間報告）」の開催 	
第〇〇回	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民報告会（中間報告）」結果の検討 	
―――	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「パブリックコメント」の実施 	
第〇〇回	<ul style="list-style-type: none"> ・「パブリックコメント」結果の検討 	
第〇〇回	<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案の確定。→市長への答申 	
―――	<ul style="list-style-type: none"> ※ 条例案を議会定例会に提案 ※ 条例の公布 → 条例施行 	
第〇〇回	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民報告会（最終報告）」の準備 	
―――	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「市民報告会（最終報告）」の開催 	
第〇〇回	<ul style="list-style-type: none"> ・条例策定にあたってのこれまでのまとめ、 ・これからの市民のあり方 	

○ 当面の間、月1回のペースで会議の開催を予定しています。

※ スケジュール等については、進捗状況に応じて策定委員会からの延長要請があれば、柔軟に対応していきます。